

(注)8月3日時点の情報を掲載しています。

支援制度など

住宅等の再建

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
住宅嵩上げ工事助成	助成	●助成対象者：市内に住宅を所有する方 ●対象住宅：平成10年8月4日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域に存する住宅	助成率：1/2 上限額：100万円	下水道計画課	025-226-2982
駐車場嵩上げ工事助成	助成	●助成対象者：市内に駐車場（住居と同一敷地内にあり、居住者自らが使用する駐車場）を所有又は使用する方 ●助成区域：浸水被害（床上・床下・車庫浸水）が発生した、または発生する恐れがある区域	助成率：1/2 上限額：10万円	北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方 東部地域下水道事務所 排水設備係 秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-281-9562 025-370-6372
防水板設置等工事助成	助成	●助成対象者：市内に家屋・店舗・事務所等を所有または使用する方 ●助成区域：浸水被害（床上・床下・店舗・車庫浸水）が発生した、または発生する恐れがある区域の家屋・店舗・事務所等	助成率：1/2 上限額：50万円（建物1棟当たり）	北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方 東部地域下水道事務所 排水設備係 秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-281-9562 025-370-6372

市営住宅

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
災害等による市営住宅の一時使用	制度	市内で発生した火災、水害等で家屋が全壊（全焼）、半壊（半焼）又は床上浸水等の被害があったもののうち、発生後30日を経過しないもの	自らが居住する家屋に居住できなくなった者に対して、市営住宅及び市営住宅駐車場を一時的に使用できる 【一時使用期間】 ・30日以内（1回限り更新可、最大60日） 【使用料】 ・全額免除	建築部住環境政策課 市営住宅サービスセンター 【担当区】 ・万代サービスセンター：北区、東区 ・白山サービスセンター：上記以外の区	025-226-2817 万代：025-374-5410 白山：025-234-5252
市営住宅への特定入居	制度	災害等により市内にある住宅が滅失し、り災後概ね60日を経過しないもの	抽選会を経ずに市営住宅に入居できる 【条件など】 ・市営住宅の入居者資格をすべて満たす ・対象住宅：原則、常時募集・特別募集している住宅 ・入居日：原則、毎月1日 ・入居期間：原則10年間 【使用料】 ・通常どおり算出された市営住宅の家賃	建築部住環境政策課 市営住宅サービスセンター 【担当区】 ・万代サービスセンター：北区、東区 ・白山サービスセンター：上記以外の区	025-226-2817 万代：025-374-5410 白山：025-234-5252

生活、住宅等の再建に関する貸付 ※返済が必要です

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
母子父子寡婦福祉資金 (生活資金)	貸付	母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母又は父	生活の安定・継続に要する資金を貸し付けます。 【貸付限度額】月額11万8千円×3ヶ月 【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後8年以内	こども政策課	025-226-1201
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	家屋の補修・保全・住宅の建設・購入に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】200万円 【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後7年以内	こども政策課	025-226-1201
母子父子寡婦福祉資金 (転宅資金)	貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	住居の移転に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】26万円 【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後3年以内	こども政策課	025-226-1201

市税

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
市税の減免 (個人市民税)	減免	災害により被害を受けた方	災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額する制度。納期限までの申請が必要となる。損害額や所得等による条件がある。	財務部市民税課	025-226-2245 (中央区・南区) 025-226-2365 (東区・江南区) 025-226-2370 (西区・西蒲区) 025-226-2375 (北区・秋葉区)
市税の減免 (事業所税)	減免	災害により被害を受けた方	災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額する制度。納期限までの申請が必要となる。休止期間等による条件がある。	財務部市民税課	025-226-2249
市税の減免 (固定資産税・都市計画税)	減免	災害により被害を受けた方	災害により、土地・家屋・償却資産に被害を受けた場合、被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税を減額する制度。納期限までの申請が必要となる。	財務部資産税課	025-226-2266
納税の猶予	猶予	災害により被害を受けた方	災害により被害を受け納税が困難となった場合に、申請により最大1年間、税額を分割して納められる制度。猶予が認められた場合は、猶予期間中の延滞金の全部、又は一部が免除される。	財務部納税課	025-226-2310 025-226-2305

医療・福祉など

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
小児慢性特定疾病医療費助成に係る手続きの簡素化	要件緩和	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者	被災したことを原因として受給者証の提出ができない場合、受給者証の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	こども家庭課	025-226-1205
養育医療受診に係る手続きの簡素化	要件緩和	養育医療券の交付を受けている者	被災したことを原因として養育医療券の提出ができない場合、養育医療券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	こども家庭課	025-226-1205
自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取り扱い	要件緩和	自立支援医療受給者	自立支援医療受給者証を掲示できない場合においても、氏名、生年月日及び住所を確認することにより指定自立支援医療機関を受診できます。 また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載されている指定自立支援医療機関の名称が異なる場合でも、事後に支給認定の変更を行うことができます。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	【育成医療】 こども家庭課 【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課	【育成医療】 025-226-1205 【更生医療・精神通院医療】 025-226-1239
自立支援医療に係る自己負担額の減免	減免	自立支援医療受給者	被災した自立支援医療世帯所得勘案対象者の所得状況の変化に応じた所得区分を適用する等、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減します。	【育成医療】 こども家庭課 【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課	【育成医療】 025-226-1205 【更生医療・精神通院医療】 025-226-1239
母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）	期間延長	災害により被害を受けた方	災害により、全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、その据置期間を貸付の日から2年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、厚生労働大臣が定める期間延長することができます。	こども政策課	025-226-1201
母子父子寡婦福祉資金の違約金不徴収	免除	災害により被害を受けた方	支払期日までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは違約金を徴収しないことができます。	こども政策課	025-226-1201

医療・福祉など

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
母子父子寡婦福祉資金の支払猶予	猶予	災害により被害を受けた方	災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借主が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは支払いを猶予します。ただし、連帯借主がいる場合で、連帯借主が償還金を支払うことができると認められる場合はこの限りではありません。	こども政策課	025-226-1201
寡婦福祉資金の所得制限適用除外	要件緩和	災害により被害を受けた方	災害により、生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦であっても、所得制限を適用しません。	こども政策課	025-226-1201
新潟市児童福祉施設負担金等減免	減免	災害により被害を受けた納付義務者	措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯が居住する家屋が震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受けた場合、損害の程度により一定期間、負担金を減免します。	児童相談所家庭支援課	025-230-7777
後期高齢者医療保険料の減免等	減免・猶予	後期高齢者医療制度被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受け、保険料の支払いが困難となった場合に、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ・新潟県後期高齢者医療広域連合 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1081 ・新潟県後期高齢者医療広域連合：025-285-3222
後期高齢者医療一部負担金の減免等	減免・猶予	後期高齢者医療制度被保険者	災害等により住宅等に著しい損害を受け、医療機関を受診した際に支払う一部負担金の支払いが困難となった場合に、一定期間、一部負担金の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ・新潟県後期高齢者医療広域連合 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1081 ・新潟県後期高齢者医療広域連合：025-285-3222
国民健康保険料の減免等	減免・猶予	国民健康保険制度被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けたことで保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1085
国民健康保険一部負担金の減免等	減免・猶予	国民健康保険制度被保険者	災害等の理由により、その世帯の実収入月額が所定の基準額以下となった場合に、事前に申請のあった保険医療機関等において療養の給付を受けた際に支払う一部負担金について、一定期間、減免又は支払いを猶予することができます。	・各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1077

医療・福祉など

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
介護保険料の減免等	減免・猶予	第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・介護保険課 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・介護保険課：025-226-1269
介護保険に係る利用者負担額の減免等	減免	要介護被保険者若しくは要支援被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で介護保険のサービスを利用したときの1～3割負担が困難となった方について、一定期間、利用者負担額を減免することができます。	・各区役所健康福祉課 ・介護保険課	・各区役所：各窓口の番号 ・介護保険課：025-226-1273
国民年金保険料の免除制度	免除	国民年金第1号被保険者	災害等により被保険者等の住宅等がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づきその保険料を免除することができます。	・各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ・年金事務所 ※手続きは各区役所・出張所（又は年金事務所）になります	・各区役所・出張所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1089 ・年金事務所：新潟西年金事務所 025-225-3008 新潟東年金事務所 025-283-1013
保育料の免除	減免	保育施設を利用している児童の保護者	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方について一定期間、保育料の減免を行う。 ①全焼・全壊の場合 保育料全額免除（6か月間） ②半焼・半壊の場合 保育料50%免除（6か月間） ③火災・水害等による水損（床下浸水は除く）の場合 保育料30%免除（3か月間）	幼保運営課	025-223-7376
授業料の免除	減免	市立高等学校の生徒の保護者（中等教育学校後期課程含む）	・天災その他不慮の災害により、災害を受けた日以降の市町村民税の全額を免除された場合に申請により、授業料を減免する。（ただし授業料の請求がある者に限る） ・災害等により、その世帯の総収入額が生活保護法に基づく保護基準額を下回る場合に申請により、授業料を減免する。（ただし授業料の請求がある者に限る）	教育委員会学務課	025-226-3169

小災害見舞金 ※対象となる災害:30以上の世帯が床上浸水した場合など

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
小災害見舞金	制度	住家（居住のために使用されている建物）を対象とし、床上浸水等の被害を受けた世帯 ※店舗併用住宅の場合、店舗内の床上に浸水しても住宅の床上に浸水していない場合は対象外 ※災害救助法などが適用されない小規模な災害が発生した場合	世帯人数に応じた金額を支給 1人世帯：10,000円 2人世帯：10,000円 3人世帯：15,000円 4人世帯：15,000円 5人世帯：20,000円 6人以上：1人毎に5,000円を加算	・各区役所総務課・地域総務課 ※手続きは各区役所になります	北区：025-387-1115 東区：025-250-2720 中央区：025-223-7064 江南区：025-382-4526 秋葉区：025-025-5470 南区：025-372-6431 西区：025-264-7120 西蒲区：025-672-8147

事業者向け

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
各種融資制度 ※返済が必要です	貸付	市内で事業を営む中小企業者	中小企業者の資金繰りを支援するための融資制度があります。制度により条件が異なりますので、具体的な融資のご利用については取扱いの金融機関へご相談ください。 ※新潟県、日本政策金融公庫においても資金繰り支援を行っています。詳細はそれぞれのホームページをご確認ください。 ・新潟県制度融資（セーフティネット資金等） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiiki-shinko/yuushi-seidoyushi.html ・日本政策金融公庫（災害復旧貸付等） https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigai.html	商業振興課	025-226-1629
商店街環境整備事業補助金	補助金	市内の商店街等団体など	商店街等が消費者の利便性、快適性、安全性の向上や商店街の振興及び美化を図るため、共同施設の改修等に係る費用を支援します。 （補助対象施設） ① 公共の利便を図る施設（アーケード、街路灯、防犯カメラ、ベンチ） ② その他の施設 （補助率） 上記①の場合1/2以内、②の場合30%以内（上限） 2億円以内	商業振興課	025-226-1633